

せいそう 労働者 速報

2021年9月8日
No. 1167
東京清掃労働組合
企画・総務局

2021年度（第2回）専門委員会交渉を実施

担当技能長職の課題、再任用職員の職級を退職前と同等とすることについて協議

9月8日(水)13時20分から、2021年度第2回専門委員会交渉を実施しました。昨年の2020年賃金確定交渉の妥結「担当技能長の運用状況について、労使で検証し、課題の共有化を図るための開催」に基づき設定されましたので、わが組合からは改めて「担当技能長の確実な設置」について主張してきました。

また、今期賃金確定交渉は、定年延長導入に係わる条件整備が大きな争点になると想定されます。定年延長制度の趣旨を踏まえれば、再任用職員の職級の格付けを「定年退職時の級と同等以下」から「同等を基本」とする改善も必要ですので、わが組合としての考え方を主張してきました。

妥結内容に基づく、担当技能長職の確実な配置を

17賃金確定交渉で妥結した新3級職である担当技能長職については、労使間で妥結内容の認識に齟齬（違い）があり、各区で配置基準や職務内容等に混乱が生じています。このことから、諸問題の解決を図り、担当技能長職が存分に実力を発揮できるよう、より良い制度としていくため、専門委員会交渉を設置することで合意してきました。

今回の第2回目については、新年度以降、労使とも交渉委員が変更となっていることから、年度前の3月8日（月）に開催された第1回専門委員会交渉の復習的な位置付けとし、改めて区長会局側新交渉委員に対して主張をしてきたところです。

本来、担当技能長職は、「技能長と協力・連携し、技能・業務系職場において、豊富な知識・経験を要する業務を処理し、業務の安全及び能率的運営の維持に努める」とされています。また、3級職への昇任圧力の緩和というのも設置目的の大きな理由の一つであります。

こうした観点からすると、各区における担当技能長職の設置の現状は、いくつかの課題を含んでいると言わざるを得ません。

現状2級に滞留している職員の中には、長年現場で培ってきた知識・経験から、技能長としての能力を持つ職員が多数存在します。しかし、定数管理されている

現行技能長だけでは、こうした職員の能力を存分に発揮することはできません。能力給として3級にこうした職員を引上げ、担当技能長という立場でさらなる向上を図っていくことは、将来の清掃事業にとって重要なことだと考えています。

今後も専門委員会交渉の場で、各区における問題点や課題、本来の設置目的が何であったのかを改めて区長会に訴え、改善に向けて取組んでいかなければなりません。引き続き、各区において担当技能長職配置と本来の目的に則った昇任が図られるように、鋭意、交渉に臨んでいく決意です。

再任用職員の職級を退職前と“同等”とすること

現在、再任用職員の職級の格付けについては、各区での運用となっていますが、定年退職時に2級以上の職員については、我われの調査で再任用職2級に格付けている区が多いことが判明しています。しかし、実際には2級職以下の職員が再任用になった場合と3級職以上の職員が再任用になった場合とでは、職務内容が異なっています。3級職以上の職員が再任用となった場合は、事務補助等、技能長の補佐的業務を行っているのが現状であり、再任用2級に格付けされるのは不当と考えています。あくまでも各区事項・運用となっていますが、区によって賃金の差が生じているのは納得できるものではありません。

技能長・統括技能長経験者は、職務内容が変わろうとも、それまで培ってきた知識・経験を活かし、職務を遂行していくこととなります。このことはまさに、今回の改正法の趣旨「能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用・・・」ということであると考えています。現役時の知識・経験・能力を活用するのですから、当然、その職級は能力に見合ったものとするべきです。

ただ、危惧しているところもあります。“定年退職時と同等”とした場合、統括技能長や技能長については定数化されているため、再任用職員を定数換算すると、その分、現職からの昇任機会が失われることとなります。したがって、昇任抑制とならないような運用・制度構築が必要となります。

いずれにしましても、今期賃金確定では定年延長導入に係わる条件整備をはじめ、解決しなくてはならない課題は山積していますが、組合員全員の勤務条件の向上のため、引き続き、しっかりと主張していきたいと考えています。

また、課題の解決には、各区段階での人事担当者への交渉の強化が必要不可欠です。各支部から当局を追い込み、我われが求める制度構築を勝ち取りましょう。

各支部組合員への情報共有とともに、闘争勝利へむけた意思統一を宜しくお願ひします。